

能代市立湊城南小学校いじめ防止基本方針

～にこにこ はきはき どんどん 笑顔かがやく みなみっ子～

平成26年4月 1日策定

平成27年9月 1日改訂

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの）をいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

2 いじめを防止するための基本的な方向性

本校学校教育目標「よく聴き、よく考え、共にならぼうとする子どもの育成」を具現化するため、全校児童がいじめのない「明るく楽しい学校生活を送ることができるよう」いじめを防止するため「学校基本方針」を策定するものである。また、「秋田県いじめ防止等のための基本方針」（平成25年12月26日策定）および「能代市いじめ防止基本方針」（平成26年1月23日策定）の趣旨を踏まえ、次のとおりに策定するものである。

(1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

(2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつ。

(3) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導や授業改善を図る。学校教育全体を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する。

(4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。学校と家庭の連携を深め、信頼関係を築く。

(5) いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること

いじめは児童の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因も根深いものである。全教師がいじめの問題の重大性を認識し、実態に眼を向け、組織を機能させて対応する。

(6) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす。

II 組織の設置及び組織的な取組

1 組織の構成

(1) 「いじめ防止対策委員会」（本校名称：啐啄委員会）を設置する。

(2) 構成員は校長・教頭・教務主任・学級担任・養護教諭である。

(3) 必要に応じて医療・心理（医師、スクールカウンセラー等）や福祉（北児童相談所職員、市家庭相談員、主任児童民生委員）等の専門家の参加を求める。

2 「いじめ防止対策委員会」(啐啄委員会)の役割

- (1) いじめ事案に対しては、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- (2) いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核になる。
- (3) 重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。
- (4) いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

3 年間計画

学 期	月	活 動 と 評 価 サ イ ク ル	
		Plan (計画)	Do(実行) Check(点検) Action(改善)
一学期	4月	職員研修会 子どもを語る会 全国学習状況調査(質問紙) 6年	P
	5月	家庭訪問 職員会議	D
	6月	児童アンケート 教育相談(個人面談) 子どもを語る会 職員会議	
	7月	第1回保護者アンケート 職員会議 保護者個人面談	C
二学期	8月	休業期間中の地区巡視 職員会議	A
	9月	職員会議	
	10月	職員会議	
	11月	児童アンケート 教育相談(個人面談) 子どもを語る会 職員会議	C
	12月	職員会議 第2回保護者アンケート	
三学期	1月	職員会議	D
	2月	職員会議	
	3月	(今年度のまとめと来年度の計画)	C・P

*職員会議では、学級の児童についての様子を語る時間を設けている。

Ⅲ いじめの未然防止

1 いじめが起きにくい学校風土・学級風土

(1) わかる授業づくり

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、児童の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるため、次のことを授業改善のポイントとする。

①授業が児童のストレス(ストレスの原因)になっていないか

- ②授業の中で児童のストレスを高めていないか
- ③授業中に児童の不安や不満が高められていないか
- ④授業規律は身に付いているか
 - ・始業時には着席している
 - ・正しい姿勢で授業を行っている
 - ・発表の聞き方や話し方が適切である
- ⑤教師が相互に授業を見合う機会が設けられているか

(2) 絆づくり

児童の自尊感情を育てるために、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童全員が感じとれる「絆づくり」を進める。

- ①授業のなかでの学び合い・かかわり合いの場を設け、協働学習を推進する。
- ②教科・道徳・特別活動をとおして、規範意識や集団の在り方、及び人権教育を推進する。
- ③行事の中ですべての児童が活躍できる場を設け、主体的に活動できるよう支援する。
- ④登校班や清掃班を縦割り班で行い、多様な人間関係の中で活動できるよう支援する。
- ⑤地域でのあいさつやふるさとの特性を生かした体験活動、地域貢献活動を推進する。
- ⑥特別支援教育の充実を図り、特別な支援を要する児童に関しての支援を推進する。

IV いじめの早期発見

1 共通認識に基づいた対応

いじめは発見しにくいもの、発見されにくいものであることを念頭において常に児童の様子を観察する。

- (1) 児童の日常の行動や生活の様子から、ちょっとした変化やいじめられている子どものサインを見逃さない。
 - ①一人一人の児童の顔をよく見て今まで当たり前に行ってきたことを意識的に積極的に行う。(健康観察、ノート、保健室の来室など)
 - ②「せんせい あのね」アンケート(年2回)や教育相談期間(年2回)を実施する。
- (2) 児童の「暴力」を「いじめ」や「けんか」等と表現することで軽く考え、対応を先送りしない。
- (3) 「いじめ」を「単なるいやがらせ」「けんか」と軽く考え、対応を先送りしない。
- (4) 気づいた情報を確実に共有する。
- (5) 情報に基づき、すみやかに対応する。
- (6) いじめの防止等に関する教職員の資質能力の向上を図るため、「子どもを語る会」と併せて校内研修会を実施する。
- (7) 学校において定めた基本方針について、児童、保護者、地域に学校報やホームページ等で積極的に公表し、その理解を得るように努める。
- (8) 家庭、地域、関係機関等との連携を図る。
 - ①PTA、学校評議員会等を活用し、定期的に協議する機会を設ける。
 - ②「24時間いじめ相談ダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」、「やまびこ電話」、「子どもの人権110番」、「風の子電話」等の相談窓口について、児童及び保護者に周知し、情報の共有や事案への対応についての共通理解を図る。

V いじめに対する措置

1 いじめ対応の基本的な姿勢

いじめについて通報を受けた、又は事実が確認された場合は、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行う。また、その内容を学校を設置する能代市教育委員会に報告する。また、北教育事務所山本出張所に報告する。

2 いじめ発見時の基本的な対応

- (1) いじめ防止対策委員会がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- (2) 通常考えられるいじめの対応はいじめ防止対策委員会が対応する。
- (3) いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童やいじめを通報した児童の安全を確保した上で、いじめを行った児童に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応するなど、組織的な対応を行う。
 - ①被害児童のケアを行う。
 - ②加害児童の指導を行う。
 - ③問題の再発を防ぐ教育活動を実施する。
 - ④被害児童やその保護者への支援する。
 - ⑤加害児童やその保護者への支援する。
- (4) 加害児童に対して、学校だけの対応では指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、早期に警察や児童相談所等の関係機関に『相談』する。

VI 重大事態への対応

1 重大事態の認定及び調査

- (1) いじめが重大事態と認められる場合、例えば法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとして想定される、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等は、速やかに能代市教育委員会を通じて市長に報告する。また、北教育事務所山本出張所に報告する。
- (2) 調査は、教育的配慮に基づき、児童の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童及び保護者や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等によって行う。そして、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- (3) 学校が調査主体となることにより、教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、能代市教育委員会に主体となって調査を行ってもらう。

2 調査結果等の取扱い

- (1) 調査結果については、能代市教育委員会を通じて市長に報告する。
- (2) 調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童及び保護者に対し、「能代市個人情報保護条例」等に十分留意した上で提供する。
- (3) 調査によって確認された事実関係は、関係する児童やその保護者への継続的な支援や指導、助言等に活用すると共に、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないように活用する。